

平成28年度5月定例委員会議事録

○ 日時：平成28年5月10日(火) 13:00～14:00(議事)

○ 場所：地域活力センター ゆすはら・夢・未来館

村田会長	(会長挨拶) 只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を岡林委員さんと高橋委員さんをお願いします。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 No.1 について説明します。資料2ページをご覧ください。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No.1。 譲渡人： 番 号、 。 譲受人： 番地、 。 対象地番： 番、 番、 番、 番、 番、 番。 台帳地目：田、畑、畑、畑、畑、畑。 現況地目：原野、山林、山林、畑、山林、畑。 面積：46㎡、402㎡、480㎡、1633㎡、251㎡、75㎡。 契約内容：売買。 譲受人農地：自作地3,000㎡、貸付地0㎡。労働力：2。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料4ページから25ページが申請にかかる書類となっております。 譲渡人、 氏は に居住しており、平成26年10月23日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、譲受人、 氏が代わりに管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理が難しいことから、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。受け渡し後も適正な管理が行われるものと思われます。 担当は、岡林委員になります。よろしくお願いします。
村田会長	事務局による説明が終わりました。担当委員さんの補足をお願いします。
岡林委員	今月8日に現地の確認に行って参りましたが、本人には会えなかったのですが、16ページから見ていただいたらわかると思いますが、現状は田んぼというより原野に近い状態で、草場というか、大きな草場にはなっていないという状態です。現状、航空写真を見てもわかるとおり開墾して耕作というのは難しい状態で、田畑としての管理は難しい状態であると考えます。
村田会長	現状、田畑として耕作されてないようですが、しいたけ原木があるような感じにも見えるが。
岡林委員	原木を置いてあるのは 番とかそこらあたりは確認していますが、耕作し野菜作るといったところはなかなか難しいといったのが現実です。
村田会長	木も何十年生といったものやと思われるし。
岡林委員	もしかしたら山林として利用されたほうがすっきりするというか。山林にしても周りの農地に影響とか全然ないので、そっちのほうが良いのではないかと考えます。

村田会長	これは開墾してやるとかいうのはなかなか難しいんじゃないだろうか。
岡林委員	三年三作というのがあるき、そこにひっかかってくるとなかなか難しい。
村田会長	今の持ち主の申請で非農地出してもらって、非農地になった部分については農業委員の管轄を外れる。現状農地でやりとりするがやったら開墾して耕作してもらわないといけない。
岡林委員	番のほうは畑として利用されていることはされているのですが。まだ木が生えたりとかそういったことはないです。
村田会長	岡林委員からも説明があったけど、クヌギがあったり農地としての利用が難しいということであつたら、非農地でということをやったほうがええと思う。これはいろいろ耕作しゅうとかいうふうには認められないので、非農地の方が適正やと思います。時間的な余裕があるがやったらやけど。売買の契約が出来ちゅうとかそんなことがあったらいかんけど。
事務局	それはまだやっていないです。
岡林委員	買ってからいうたら時間もかなりかかることとなる。
村田会長	非農地やったら20年以上耕作してなかったら出せるようになっているので、これは非農地申請してもらいなおして、申請してもらおうと。そっちのほうが良いのじゃないろうかね。番みたいに明らかに非農地となっちゅうがを耕作というのは現実的ではない。番も畑の石積みの形がかろうじて残っているくらいやし。
下元委員	方向性としては非農地のほうが良いと思います。
村田会長	そっちのほうで申請し直してもろうたらええということですね。
事務局	わかりました。
村田会長	それではこの1号議案については、所有者に非農地証明を提出してもろうたら、農業委員会としてはかまんということで。皆さんよろしいですか。異議なしですので、そういうことで進めたいと思います。それでは2号議案について事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、No. 2。

譲渡人： 番地 、 。

譲受人： 番地、 。

対象地番： 番、 番 。

台帳地目：田、畑。現況地目：田、畑。面積：734 m²、128 m²。

契約内容：売買。譲受人農地：自作地 4,800 m²、貸付地 0 m²。労働力：2。と、なっております。

譲渡人、〇〇氏は〇〇〇〇に居住しており、平成 26 年 4 月 24 日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、譲受人、〇〇氏が 10 年ほど前から管理を行ってきました。譲渡人、〇〇氏は〇〇〇〇に居住しており、今後の維持管理等を含め、譲受人、〇〇氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。受け渡し後も適正な管理が行われるものと思われます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No. 3.

対象地番： 番。台帳地目：田。現況地目：田。

詳細については、別添３条調査のとおりで、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料３９ページから５０ページが申請にかかる書類となっております。

譲渡人、 氏は に居住しており、平成 26 年 4 月 24 日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、 番地 氏が管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理等を含め、維持管理者である 氏、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。受け渡し後も適正な管理が行われるものと思われま

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No. 4

対象地番： 番、 番、 番。

面積：282m²、153m²、629m²。契約内容：売買。

事務局	譲受人農地：自作地 5,400 m²、貸付地 0 m²。労働力：1。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料51ページから65ページが申請にかかる書類となっております。 譲渡人、 氏は に居住しており、平成26年4月24日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、 番地 氏が管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理等を含め、維持管理者である 氏、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。受け渡し後も適正な管理が行われるものと思われま 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No.5。 譲渡人： 番地 、 。 譲受人： 番地 。 対象地番： 番。台帳地目：畑。現況地目：畑。面積：52 m²。 契約内容：売買。譲受人農地：自作地 2,248 m²、貸付地 0 m²。労働力：1。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料66ページから77ページが申請にかかる書類となっております。 譲渡人、 氏は に居住しており、平成26年4月24日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、譲渡人の弟である 番地 氏が管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理等を含め、維持管理者である 氏、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。受け渡し後も適正な管理が行われるものと思われま 担当は、No.2からNo.5について沖田委員になります。よろしくお願いします。
村田会長	はい、ありがとうございました。これは沖田委員が当事者となっているものもありますが、事情についていろいろあると思われま
沖田委員	最初にちょっと報告しておきますが、この さんの案件ですが、一括した形で売買することでまとまっております。 さんは事情があつて に転出しています。譲受人のほうは現在、譲渡人と境を隣接しておるとかそういう人になります。 さんのほうから買ってほしいという話があり、売買の契約をするにあたって農業委員会の許可を得たいと。そうしないと売買の契約ができないので今日の申請に至ったということです。おおよそみなさん事情に至っては察しているかと思われま
村田会長	今までは 君が耕作してくれよったというところやけど、みなさん事情についてはだいたいご理解いただいていると思いますが、話がついたと言うことで売買の手続きに移るものとなっております。それぞれ申請書を付けていただいておりますが、農地法の各項目には抵触しないものとなっております。この件について質問等あればお願いします。

村田会長	これで持ち主がはっきりと変わって、農地として良好な維持管理が出来るものと考えられます。特にご意見がなければ採決に入りたいと思います。ご意見等ありませんか。異議なしとのことです。採決につきましては2番、3番、5番についてまず採決したいと思います。原案のとおり承認いただける方は挙手お願いします。はい、ありがとうございます。4番につきましては、沖田委員のみ退席していただいて、これについて承認いただける方の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。これによりまして、2番、3番、4番、5番の件について原案のとおり認めるものといたします。 なお、1番につきましては非農地証明取得後、再度お話をさせていただくということといたします。 本日の議案については5件ということですが、事務局から他に何かありませんか。
事務局	ありません。
村田会長	特に無いようでしたら、これにて終了ということで。みなさんお疲れ様でした。
議 事 進 行 役 署 名 議 員 会 長： 村田 澄夫 委 員： 岡林 勝 委 員： 高橋 正知	